

年発 0605 第 7 号
令和 2 年 6 月 5 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）

今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 178 号。以下「整備政令」という。）、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 114 号。以下「整備省令」という。）、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 115 号。以下「経過措置省令」という。）及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（令和 2 年内閣府・厚生労働省令第 8 号。以下「改正命令」という。）が本日付で公布及び施行された。

整備政令、整備省令、経過措置省令及び改正命令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知とともに、貴下職員に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 整備政令の概要

（1）厚生労働大臣に報告を行う実施機関について（整備政令第 1 条関係）

改正法第 4 条において、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 100 条の 3 第 3 項から第 5 項までが新設され、実施機関は、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項を厚生労働大臣に報告することとされた。

このため、厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）を改正し、これらの規定に基づき厚生労働大臣に報告を行う実施機関に、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会及び地方職員共済組合等を加えたこと。

（2）未支払の特別障害給付金に係る規定の整備について（整備政令第 2 条関係）

改正法第12条において、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号。以下「特障法」という。）第16条の2が新設され、未支払の特別障害給付金の請求に係る規定が新設された。このため、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成17年政令第56号）について以下の改正を行ったこと。

- ① 未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位を、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序としたこと。
- ② 市町村長が行う事務に、第一号法定受託事務として未支払の特別障害給付金の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務を加えたこと。

（3）年金生活者支援給付金の所得情報の照会の対象者の見直しについて（整備政令第3条関係）

改正法第13条において、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「給付金法」という。）第36条第1項が改正され、厚生労働大臣は、「支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者」に係る所得情報等を市町村等に対し照会することができるとされた。このため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「給付金令」という。）について以下の改正を行ったこと。

- ① 年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者は、毎年4月1日において次のいずれかに該当する者（給付金法第35条第1項に規定する年金生活者支援給付金受給者に該当する者を除く。以下「調査対象者」という。）としたこと。
 - ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者（65歳に達している者に限り、厚生労働省令で定める日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）
 - ・ 国民年金法による障害基礎年金（これに相当する給付を含む。）の受給権者
 - ・ 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者
- ② 厚生労働大臣の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する通知及び市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供の対象者に、調査対象者を加えたこと。

（4）年金生活者支援給付金の事務費交付金に係る算定対象の見直しについて（整備政令第4条関係）

改正法第13条において、給付金法第39条等が改正され、市町村において、第一号法定受託事務とされている「法第39条の規定により市町村が処理することとされている事務」の中に新たに調査対象者に係る所得情報の照会に係る事務が追加された。このため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成31年政令第141号。以下「事務費政令」という。）を改正し、市町村に

交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定対象に、調査対象者を加えたこと。

(5) 国民年金基金連合会が行う資料提供等業務の企業年金連合会への委託について（整備政令第5条関係）

改正法第21条において、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第73条が改正され、企業型確定拠出年金に係る規定を準用することで、国民年金基金連合会（以下「国基連」という。）が企業年金連合会（以下「企年連」という。）に個人型確定拠出年金に係る資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）を委託することができるようになった。このため、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）を改正し、国基連が資料提供等業務を企年連に委託することに関して必要な技術的読替えの整備を行ったこと。

2. 整備省令の概要

(1) 実施機関から厚生労働大臣への報告について（整備省令第1条関係）

改正法第4条において、厚年法第100条の3第3項から第5項までが新設されたことに伴い、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚年則」という。）を改正し、その報告方法や報告内容等の詳細を定めたこと。

(2) 厚生年金保険調査及び検査証の様式改正について（整備省令第1条関係）

厚年法第96条に基づき実施される受給権者に対する調査の際に、当該調査を行う職員は、厚年則第91条の規定に基づき証票（様式第34号）を携帯することとされており、当該証票に規定されている厚年法100条等の規定について、所要の改正を行ったこと。また、様式の変更に係る事務手続の期間を考慮し、改正前の証票についても、当分の間、使用することができるよう経過措置を設けたこと。

(3) 未支払の特別障害給付金に係る規定の整備について（整備省令第2条関係）

改正法第12条において、特障法が改正され、未支払の特別障害給付金の請求に係る規定が新設されたことに伴い、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）を改正し、未支払の特別障害給付金の請求は、請求書の提出によって行うものとし、当該請求書の記載事項及び添付書類を定めたこと。

(4) 年金生活者支援給付金の所得情報の照会の対象者の見直しに係る規定の整備について（整備省令第3条関係）

整備政令第3条において、給付金令第13条の2が新設されたことに伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第151号）を改正し、厚生労働大臣が、市町村に対し、所得情報の提供を求めることができる対象者のうち、老齢基礎年金の受給権者に含まれる者については、当該求めを行う日の属する年の翌年の8月末日までに65歳に達している者としたこと。

(5) 年金生活者支援給付金の事務費交付金に係る算定対象の見直しについて（整備省令第4条関係）

整備政令第4条において、事務費政令が改正され、市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定対象に、調査対象者が加えられたことに伴い、年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成31年厚生労働省令第66号）について所要の改正を行ったこと。

3. 経過措置省令の概要

令和2年度における給付金令第18条第1項に規定する厚生労働大臣の市町村に対する通知の期日及び給付金令第19条第2項に規定する市町村の厚生労働大臣に対する情報提供の期日は、以下のとおり規定したこと。

- (1) 令和2年4月1日における調査対象者に係る厚生労働大臣から市町村に対する所得情報等の提供の求めに関する通知の期日は、令和2年7月31日とすること。
- (2) 厚生労働大臣から令和2年4月1日における調査対象者に係る所得情報等の提供の求めがあった場合における市町村から厚生労働大臣への所得情報の提供期日は、令和2年9月30日とすること。

4. 改正命令の概要

改正法第21条において、確定拠出年金運営管理業の登録に必要な登録申請書に記載する事項から「役員の住所」が削除されたことに伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成13年内閣府・厚生労働省令第6号）に規定する登録申請書（様式第1号）において、「役員の住所」に係る記載を削除する改正を行ったこと。

5. 施行期日

整備政令、整備省令、経過措置省令及び改正命令は、改正法附則第1条第1号の施行の日（令和2年6月5日）から施行すること。ただし、2（2）の規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。